○農林水産省告示第千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　島根県雲南市木次町新市五六六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町新市五六六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　島根県益田市**久々茂**町イ一一一七、イ一一一八、イ一一一九甲、イ一一五八一、イ一五八二の一からイ一五八二の三まで、イ一五八三、イ一五八三の一からイ一五八三の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　島根県益田市戸田町ロ一七三、ロ一七六、ロ一七六続一、ロ一七七、ロ一九八、ロ一九九の一、ロ一九九の三、ロ二〇〇、ロ二〇〇内一、ロ二〇一、ロ二〇二の二、ロ二〇三からロ二〇六まで、ロ二一〇からロ二一二まで、ロ二一七の一、ロ二一八、ロ二一八続二、ロ二一九、ロ四五八、ロ四六一からロ四六八まで、ロ四六九の二、ロ四七〇の一、ロ四七〇の二、ロ四七一からロ四八五まで、ロ四七八の二、ロ四七八の三、ロ四八五内一、ロ四八六の一、ロ四八六の二、ロ四八七からロ四九一まで、ロ四九一の一、ロ四九一の二、ロ四九四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町本郷一二七二、一二七五、一二七七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

旭町本郷一二七二・一二七七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二七五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字穴子山四五〇〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字クワクワラガ迫五〇六五の四、五〇七六の一から五〇七六の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町野井倉字前畑二二三七の三から二二三七の五まで、二二三七の七、二二三七の一三、二二六三から二二六六まで、二三二二、二三二六、二三二七の一から二三二七の三まで、字向原二三四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前畑二二三七の三から二二三七の五まで、二二三七の七、二二三七の一三、二二六三から二二六六まで、二三二二、二三二六、二三二七の一から二三二七の三まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。